

仙北市立桧木内小学校いじめ防止基本方針

仙北市立桧木内小学校

- 1 いじめの未然防止に向けての取組を推進する。

とくに、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進するため、以下のことを行う。

 - ① 児童一人一人が活躍できる学習活動
 - ② 人との関わり方を身に付けるための活動
 - ③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- 2 いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。とくに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① 「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」を有効に活用する。
 - ② 「道徳の時間」を活用し、児童の心を耕す時間を大切にす。
 - ③ 「特別活動」を主軸に、個々の居場所をつくり自己有用感を高める。
 - ④ 児童会を中心に、「あいさつ運動」を行う。

- 3 本校のいじめ防止基本方針については、桧木内小学校ホームページにも掲載し、児童、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努めるとともに、全職員が児童の担任であるという意識で教育活動にあたる。

- 4 いじめ防止等に向けて、校内組織をおく。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。
 - ① 月に1回「児童を語る会」を行い、共通理解を図る。
 - ② 「特別支援教育支援委員会」を位置付ける。
 - ③ 「民生委員をと語る会」を設置し、地域との連携を図る。

- 5 いじめを認知する体制として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、校内研修等の充実を図る。

- 6 児童及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮する。
 - ① 「生活（・学習）に関するアンケート」「いじめアンケート」等を定期的実施する。
 - ② 児童との「教育相談」、保護者との「面談」を定期的、あるいは必要に応じて行う。

- 7 いじめについて通報を受けたり、事実が確認されたりした場合は、特定の職員が抱え込むことなく、「いじめ対応マニュアル」に従い、速やかに情報を共有し、複数の目で事実確認や適切な対応を組織的にこなす。また、その内容を仙北市教育委員会に報告する。

- 8 いじめの事実が確認された場合には、当該児童及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- 9 関係児童や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて専門的知識を有する、スクールカウンセラー等外部人材の協力を得ながら、継続的に行う。
- 10 いじめの内容が犯罪として取り扱われる行為であると認められる場合には、仙北警察署と連携するなどして対応する。
- 11 発達障害のある児童への指導は、特別支援教育に関する「校内委員会」と協同するとともに、必要に応じて外部専門家の協力を得るなど、当該児童の特性に配慮して対応する。